

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和2年3月12日(木)
2 監視員	██████████
3 業者氏名	██████████
4 業者住所	①熱海市日金町 ████████ 他 ②熱海市伊豆山C工区 ③熱海市伊豆山 ████████
5 立会者	██████████) ③のみ

<概要>

現場(日金町・伊豆山)の状況を確認後、██████████にて ████████ と面談し、廃棄物の撤去指導を行った。

<現場の状況等>

①日金町(廃棄物は撤去済みの現場)

- ・前回立入時(令和元年12月20日)の状況から変化がなかった。
- ・斜面の崩落も確認できなかった。

②伊豆山(廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場)

- ・前回立入時(令和元年12月20日)の状況から変化がなかった。
- ・斜面の崩落も確認できなかった。

③ ██████████

- ・当課から ████████ に対し、伊豆山に埋め立てられたがれき類を掘り起こして撤去するよう指導票を交付した。

- ・ ████████ から、今後の予定等について、以下のとおり説明があった。

【 ████████ の話】

- ・伊豆山に埋まっている廃棄物については、██████████ が残した廃棄物であるが、当社の責任において撤去しなければならないものと認識している。
- ・土地の利用計画としては、今後①太陽光発電設備の増設と②宅地造成(分譲)を予定している。
 - ①太陽光発電については、施工済みの0.5メガワットに加え、1.0メガワット(0.5×2)を増設する予定。
 - ②宅地分譲については、今年6月頃に測量が終わる予定なので、その後、造成工事に入る。██████████ するつもり。
- ・作業着手前には、静岡県に連絡する。

<指導票>

熱海市伊豆山字赤井谷 ████████、水立 ████████ 地内の造成工事において地中に埋立てたがれき類を掘出し、適正な処理を行うこと。

<今後の対応>

- ・ ██████████ と面会し、廃棄物の撤去指導を継続する。
- ・定期的に現場を確認する。

◎ 区分

排出事業所			その他	○
-------	--	--	-----	---

日金町



伊豆山（上段部・赤井谷現場）



(書式3)

No. _____

立入検査指導票

氏名又は名称及び
法人にあっては代表者氏名

[Redacted]

事業所(事業場)所在地

[Redacted]

事業所(事業場)名称

[Redacted]

業種(施設の種類)

[Redacted]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項の規定により立入検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

記

熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted] [Redacted] 地内の造成工事
において地中に埋立えたがれき類を掘出し、適正な処理を
行うこと。

(根拠法令)

- 法第12条第(1・2)項違反(内容)
- 法第12条の3第()項違反(内容)
- 法第14条第12項違反(内容)
- 法第15条の2の3第(1・2)項違反(内容)
- その他(法第16条違反)

平成2年3月12日
令和

立入検査者

静岡県

東部

健康福祉センター廃棄物課

[Redacted]

受領しました。

職名

氏名

[Redacted]

㊞